

城西大学・城西短期大学研究倫理規程

2009年 9月18日 制定

第一章 基本的な考え方

(前文)

城西大学・城西短期大学は、建学の理念「学問による人間形成」にもとづいて、学術研究を展開し、その成果を社会に直接的に還元するとともに、その成果を教育に活かし深い学芸にもとづいた教育によって社会に貢献する努力を続けてきた。

学術研究は社会と共に、そして社会のためにある。したがって、学術研究の自由と研究者の主体的な判断に基づく研究活動が保障されなければならないが、これらは社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得ることができるものである。近年の急速な科学技術の進展、社会のグローバル化、多様化・高度化に伴って、学術研究の社会的役割が複雑化し、その結果、学術研究の成果のみならず、学術研究の過程における研究者の行為までが、人間、社会、自然環境に広大で深遠な影響を及ぼすようになった。したがって、学術研究が、その健全で継続的な発展によってより豊かな人間社会の実現に寄与するためには、研究者がその行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立する必要がある。

城西大学は、建学の理念に立ち、本学の学術研究が将来にわたって社会から多くの信頼と尊敬を得られるように努めることを宣言する。

(目的)

第1条 城西大学・城西短期大学（以下「本学」という。）における学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、本学及び研究に従事するすべての研究者に求められる倫理規程をここに定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本学に属するすべての関係者に遵守を求めるものである。

(定義)

第3条 この規程において、「研究」とは、科学及び文化の諸領域における専門的、学際的及び総合的に行う個人研究、学内外の諸機関等の共同研究及びプロジェクトによる研究等を言い、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれらに付随するすべての事項をいう。

- 2 「研究者」とは、本学の専任教員のみならず、本学の研究活動に従事するすべての者を指し、学生であっても、研究に関わる時は、「研究者」に準じるものとする。
- 3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。
- 4 「研究対象者」とは、研究を遂行するにあたり、当該研究の調査対象となる者をいう。
- 5 「研究支援者」とは、研究を遂行するにあたり、様々な形で当該研究を支援する者をいう。
- 6 「研究費」とは、第1項の研究に従事する研究者等に本学が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費を言う。

(最高管理責任者)

第4条 本学におけるすべての研究の最高管理責任者は、学長とする。

- 2 学長は、研究倫理の保持並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるような体制の整備を行うものとする。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者の責務を補佐するため、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、副学長とする。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受けて、研究並びに研究費の運営及び管理が適正に行われるよう全体を指導及び監督する責任を有する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 各部局(学部・学科、大学院研究科、別科及び各教育・研究センター)の長は、コンプライアンス推進責任者として、部局における実質的な権限を有しその責任を負う。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、広く研究活動にかかわる者を対象に、求められる倫理規範を修得等させるための研究倫理教育(以下「研究倫理教育」という。)を確実、かつ定期的実施する責務を負う。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、学科、専攻、教育・研究センターの組織レベルで複数のコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

第二章 研究者の責務

(研究者の基本的責務)

第7条 研究者は、国政的に認められた規範、規約、条約等、国内の関連する法令、告示等(以下「法令等」という。)及び学校法人城西大学及び本学が定める関係規程等(以下「本学関係規程」という。)を遵守しなければならない。これらの意識を確実なものとするため、研究者は研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究者の姿勢)

第8条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

- 2 研究者は、研究の遂行において常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、異なる分野の専門分野を尊重し、相互に独立した対等の研究者として互いに学問的立場を尊重するとともに、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、自己研鑽に努めなければならない。
- 4 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。共同研究者、研究分担者、研究協力者、研究対象者、研究支援者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。
- 6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。
- 7 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。
- 8 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習及び規律の理解に努めなければならない。
- 9 研究者は、学問上の倫理、ハラスメント禁止の社会規範、その他法令、本学関係規程の遵守をしなければならない。

(研究活動における不正行為の防止)

第9条 あらゆる研究活動において、研究者は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究及び調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。

(研究費の取扱規準)

第10条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団法人等からの助成金、寄付金等によって賄われていることに常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託にこたえなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係する法令等、本学関係規程、当該研究費の使用ルールを遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(研究組織の適切な管理)

第11条 研究者は、共同研究を行う場合は、個々の研究者等の役割分担及び責任を明確にしなければならない。また、複数の研究者による研究活動の全容を把握及び管理する立場にある代表研究者が研究活動及び研究成果の確認を行わなければならない。

- 2 研究者は、若手研究者等が自立した研究活動が遂行できるよう適切な支援、助言等の環境整備に努めなければならない。
- 3 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立及び維持も自らの重要な責任であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組むと共に、これを達成するために社会の理解と協力を得られるよう努めなければならない。

(資料・情報・データ等の利用、収集及び管理)

第12条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲を逸脱して収集してはならない。
- 3 研究者は、当該研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等の関連する研究記録の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切に保管管理し、事後の検証が行えるよう管理しなければならない。
- 4 研究者は、前項及び研究のために収集し、又は生成した資料、情報、データ等は10年間、試料等は5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性、相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、法令又は本学関係規程に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(インフォームド・コンセント)

第13条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受け、研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項と同様とする。

(研究の成果の発表)

第14条 研究者は、自ら携わる研究の成果を広く社会に還元するため、研究の意義と役割を積極的に発表し、それらが人間、社会及び環境に及ぼし得る影響や起こりうる変化を推定評価し、その結果を中立性及び客観性を持って発表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努めなければならない。ただし、

知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため発表に制約のある場合は、その合理的期間が経過するまではこの限りではない。

- 2 研究の成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見・発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究の発表において、データ及び論拠の学問的信頼性の確保に十分留意するとともに、公正かつ適切な引用を行わなければならない。
- 4 研究者は、研究の成果の発表に際しては、先行研究を精査し、尊重するとともに、オーサーシップ及び既発表の関連データの利用、他者の知的財産等について、各研究組織、研究分野、学会、学術誌に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(オーサーシップ)

第15条 次に掲げる事項のいずれも満たす研究者に対しては、研究の成果の発表を行う際にその研究に係る論文の著者としての適切な権利及び義務（以下「オーサーシップ」という。）を認める。

- (1) 研究の着想、新しい発見、研究成果の分析、論文の執筆等いずれかの研究過程において主体的に携わっていること。
- (2) 自分が担当した部分について責任をもって説明ができること。
- (3) 共同研究者がそのオーサーシップに同意していること。

(個人情報の保護)

第16条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の取扱いについては、法令等、本学関連規程及び本学個人情報保護規程その他本学に適用される個人情報保護に係る規程を遵守し、適正な取扱いを行わなければならない。

- 2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等について、個人が特定できないように処理し、厳重に管理しなければならない。個人を特定できる内容については、これをみだりに他人に洩らしてはならない。

(機器、薬品、材料等の安全管理)

第17条 研究者が、当該研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、法令等及び本学関係規程、要領等を遵守し、最終処理まで含めて責任を持ってその安全管理に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究の過程で生じた残さ物、使用済みの薬品・材料等について、責任を持って廃棄処理をしなければならない。

(動物実験等)

第18条 本学における動物実験等の倫理及び当該倫理審査委員会等に係る諸事項については別に定める。

(人を対象とする研究等)

第19条 本学における「人を対象とする」研究の倫理及び当該倫理審査委員会等に係る諸事項については別に定める。

(他者の業績評価)

第20条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき、公正に評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(利益相反の防止)

第21条 研究者は、研究に携わるにあたって、法令等、本学関係規程を遵守し、大学の本来の使命である教育・研究をおろそかにするような利益相反行為の防止に努め、本学及び本学教職員及び学生の社会的信用及び名誉を保持しなければならない。

第三章 大学の責務

(啓発)

第22条 本学は、本規程を学内に周知徹底し、研究倫理にかかる意識を高め、研究活動、研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

- 2 本学は、コンプライアンス推進責任者と協力し、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施に努める。

(相談窓口)

第23条 本学は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応する窓口を設置する。

- 2 窓口は、学長室学務課とする。
- 3 第1項の相談方法等は、別にこれを定める。

(違反行為への対応)

第24条 本学は、この規程の運用を実効あるものとするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

- 2 本学は、研究活動において不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

(本学研究倫理委員会の設置)

第25条 この規程の運用を実効あるものにするために、本学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 前項に規定する委員会に関し必要な事項は別に定める。

第四章 雑則

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、学長室学務課が所管する。

(改正)

第27条 この規程の改正については、別に定める。

附 則（施行期日および適用）

- 1 この規程は、2009年 9月18日から施行する。
- 2 この規程は、2009年 9月18日以降に開始された研究について適用する。

附 則（2016年度（城）規程1号）

- 1 城西大学・城西短期大学研究倫理基準を城西大学・城西短期大学研究倫理規程に改正する。
- 2 この規程は、2016年 7月19日から施行する。

附 則 この規程は、2009年 9月18日 から施行する。

附 則 (令和4年度(城)規程第4号)

この改正は、2023年 1月25日から施行する。